

和歌山信愛短期大学学則

第 1 章 目的および使命

〔目的および卒業認定・学位授与の方針〕

第 1 条 本学は、教育基本法および学校教育法の下に、カトリック精神に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を養成するとともに、高い教養と豊かな人間性をもって社会に貢献する人を育成することを目的とし使命とする。

2 本学に 2 年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

(1) 人として、キリスト教的倫理観を背景に、一人ひとりを大切にする愛の精神を體現し、高い教養と豊かな人間性を兼ね備えている。

(2) 職業人として、その使命を理解し、専門的知識と技能を背景とした高い実践力と創造力で、現代社会の多様な問題解決に自ら率先して取り組むことができる。

(3) 社会人として、地域社会の一員としての自覚と責任感を有し、真摯な姿勢と高いコミュニケーション能力で、地域をとりまとめ、リーダーシップを発揮できる。

〔自己点検・評価および認証評価〕

第 2 条 本学は、教育水準の向上を図り、本学教育の目的および使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 前項に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、文部科学省の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第 2 章 学科、修業年限、学生定員および学科の教育目的

〔学科および修業年限〕

第 3 条 本学に生活文化学科（ビジネス実践コース、食物栄養コース）、保育科をおく。

2 修業年限は 2 年とする。

3 学生は、4 年をこえて在学することはできない。

〔学生定員〕

第 4 条 各学科・コースの学生定員は次のとおりとする。

学科・コース	入学定員	収容定員
生活文化学科ビジネス実践コース	30名	60名
生活文化学科食物栄養コース	40名	80名
保 育 科	50名	100名

〔学科の教育目的および卒業認定・学位授与の方針〕

第 5 条 学科の教育目的は次のとおりとする。

生 活 文 化 学 科

建学の精神に則り、生活を豊かにする高度な専門的知識と技術で、地域に貢献できる自立性を有する人材の育成を目的とする。

保 育 科

建学の精神に則り、愛と奉仕の精神を基盤とする人間形成に努め、現代社会に適応する保育の知識と技術を有する専門保育者の養成を目的とする。

2 学科の卒業認定・学位授与の方針は次のとおりとする。

生 活 文 化 学 科

本科に2年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（生活科学）の学位を授与する。

- （1）キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会で幅広く活躍する人としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の教えを背景とした倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- （2）生活科学を基盤とし、食と健康の分野あるいはビジネスに関する専門的知識を修得し、人々の生活を支える使命と責務を自覚している（専門的知識・理解）。
- （3）生活科学を基盤とし、食と健康の分野あるいはビジネスの分野で求められる専門的な技能を身につけ、職業人として活躍することができる（専門的技能）。
- （4）知性と論理的思考力を生かして、生活科学に関係する課題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題解決に取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- （5）多様な地域課題を理解し、地域社会の一員としての自覚を持って、

生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々と良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

保 育 科

本科に２年以上在籍して所定の単位を修得し、以下に掲げる知識や資質を身につけた学生に対して卒業を認定し、短期大学士（幼児教育）の学位を授与する。

- （１）キリスト教の愛の精神に基づいて、一人ひとりを大切にできる豊かな人間性と高い教養を兼ね備え、地域社会で幅広く活躍する人としての使命感・責任感をもっている（キリスト教の教えを背景とした倫理観（態度・志向性）、教養・知性（知識・理解）、汎用的技能）。
- （２）子どもや子育て、保育の包括的理解に関する専門的知識を修得し、保育現場で子ども一人ひとりの生活や状況に応じて適切に対応できる（専門的知識・理解）。
- （３）教育課程（保育の計画と評価を含む）を理解し、多様な表現力と子どもや保護者に寄り添う共感力を基盤に、子どもの自主性を重視した保育を研究、立案、実行、改善できる（専門的技能）。
- （４）知性と論理的思考力を生かして、子ども・子育てを取りまく社会問題を総合的に分析し、具体的対策を立案、実行するなど、自主的に問題解決に取り組むことができる（統合的な学習経験と創造的な思考力）。
- （５）多様な地域課題を理解し、地域社会の一員としての自覚を持って、生涯学び続ける態度が身についている。また、職場や地域の人々と良好な人間関係を構築し、協力して物事を行うことができる（社会人としての態度・志向性）。

第 ３ 章 学年、学期、休業日および授業期間

〔学年〕

第 ６ 条 本学の学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

〔学期〕

第 ７ 条 学年を分けて次の２学期とする。

前学期 ４月１日より９月３０日まで

後学期 10月1日より翌年3月31日まで

〔休業日〕

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日 曜 日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学創立記念日 11月12日

(4) 春季休業 3月20日より3月31日まで

(5) 夏季休業 8月15日より9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日より1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じ、休業日に授業を行い、臨時に休業日
を設け、または休業日を変更することができる。

〔1年間の授業期間〕

第 9 条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間35週にわたる
ことを原則とする。

第 4 章 教育課程および履修方法等

〔教育課程〕

第 10 条 本学の授業科目を分けて共通教養科目群と専門教育科目群とする。

2 授業科目および単位を別表1、2、4のとおりとする。

3 前項に定める授業科目のほか、必要がある場合は、教授会の議を経て学長が臨時に
授業科目を開設することができる。

〔授業の方法〕

第 11 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれ
らの併用により行うものとする。

2 本学は前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以
外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業を実施する授業科目については別に定める。

〔履修方法〕

第 12 条 本学において開設する各授業科目は、これを必修科目および選択科目に
分け、各年次に配当して編成する。

2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生

が修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を定めることができる。

3 前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

4 履修方法及び各学科の履修登録単位数の上限については、別に定める。

〔長期履修制度〕

第 12 条 の 2 本学において、職業を有している等の事情により、第 3 条第 2 項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修を認められた者（以下、長期履修生という。）に関し必要な事項は、別に定める。

〔単位の授与〕

第 13 条 各授業科目を履修した者には認定の上、単位を与える。

2 単位修得の認定の方法は、試験によるもののほか、本学が認める適切な方法により学修の成果を評価して行うものとする。

〔試験等〕

第 14 条 試験等は、原則として学期末または学年末に実施する。

2 試験等の受験資格、再試験および追試験に関しては、別に定める。

〔授業科目の評価基準〕

第 15 条 成績の評価は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。

2 本条および前 2 条に関して、必要とする事項は別に定める。

〔単位計算〕

第 16 条 各授業科目の単位数の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、保育科及び生活文化学科食物栄養コースにおける実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、個人指導を主とする卒業研究等の授業科目については、その成果を評価して本学で定める単位を与えることができる。

〔卒業要件〕

第 17 条 本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、別表 1 ～ 4 に定めるところにより、共通教養科目群および専門教育科目群にわたり 62 単位以上を修得しなければならない。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 11 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は、30 単位を超えないものとする。

3 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

4 前項の規定により卒業を認定した者に対し、本学の学位規程の定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第 5 章 免許状および各種資格の取得

〔教員免許状〕

第 18 条 本条第 2 項に規定する教員免許状の資格を取得しようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ別表 5 に定める所要の単位を修得しなければならない

2 本学において取得できる免許状の種類は次のとおりである。

学 科	取得できる免許
保 育 科	幼稚園教諭 2 種免許状

〔栄養士・保育士〕

第 19 条 前条に定めるほか、本学の各学科において取得できる資格および免許は次の表に掲げるとおりとする。

学科・コース	取得できる資格および免許
生活文化学科食物栄養コース	栄 養 士
保 育 科	保 育 士

第 20 条 生活文化学科食物栄養コースの学生で、栄養士の免許を得ようとする者は、第 16 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法および同施行規則の規定により別表 6 に掲げる修業教科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第 21 条 保育科の学生で保育士の資格を得ようとする者は、第 16 条に規定する

卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法および同施行規則の規定により別表 7 に示す所定の修業教科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

2 介護福祉士養成施設の卒業者に対しては、別表 7 の備考 2 に従う。

〔その他の資格〕

第 22 条 生活文化学科ビジネス実践コースの学生で、全国大学実務教育協会認定の「秘書士」「上級秘書士」「上級秘書士（メディカル秘書）」「情報処理士」「上級情報処理士」称号の資格を得ようとする者は、別表 8 に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目および単位数を履修しなければならない。

2 生活文化学科の学生で、日本医療福祉実務教育協会認定の「医療秘書実務士」「医事実務士」称号の資格を得ようとする者は、別表 9 に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

3 生活文化学科の学生で、日本フードコーディネーター協会認定の「フードコーディネーター 3 級」称号の資格を得ようとするものは、別表 10 に掲げる授業科目のほか、本学で定める授業科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

4 （削除）

第 6 章 入学、再入学、転学、転学科、休学、退学および除籍

〔入学時期〕

第 23 条 入学の時期は学年のはじめとする。転入学、再入学の場合も同様とする。

〔入学資格〕

第 24 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（1）高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

（2）通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者

（通常課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

（3）外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者

（4）文部科学大臣が指定した者

（5）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定により大学入学資格検定に合格した者を含む。）

（6）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

〔入学検定料〕

第 25 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別表 1 2 による入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

〔入学許可〕

第 26 条 入学志願者に対しては、選考の上、学長が入学の許可を決定する。

〔再入学・転入学〕

第 27 条 退学者で再入学を願い出た時は、欠員のある場合に限り、選考の上、学長が入学を許可することがある。その場合、既修の単位数ならびに修業年限を本学に必要な単位数ならびに修業年限に算入することができる。

2 再入学に関する事項は別に定める。

第 28 条 他の大学から転学を希望する者に対しては、選考の上、学長がこれを許可することがある。

2 転入学に関する事項は別に定める。

〔転学科〕

第 29 条 転学科（コース）を志願する者に対しては、学長がこれを許可することがある。

2 転学科（コース）に関する事項は別に定める。

〔入学料等〕

第 30 条 学長は指定された期間内に入学料その他の納入金を納め、本学の指定する書類を提出した者に対し、本学への入学を許可する。

2 前項の手続きを怠った者には、入学を許可しないことがある。

〔保証人〕

第 31 条 入学を許可された者は、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、保護者またはこれに代わる成年者とする。

3 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。

4 保証人を変更したとき、または保証人が転居したときは直ちに届け出なければならない。

〔休学〕

第 32 条 病気その他止むを得ない事由で引き続き 3 か月以上欠席しようとする者は、休学を願い出ることができる。

2 前項の休学のうち、傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第 33 条 休学は1年を超えることができない。ただし、特別な事情のあるときは、さらに1年延長することができる。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 34 条 休学者は、休学の事由が止み復学しようとするときは、これを届け出なければならない。

〔退学・転学〕

第 35 条 退学または転学しようとするときは、所定の様式の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

〔除籍〕

第 36 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第3条第2項に規定する在学年限を越えた者

(2) 第33条第1項に規定する休学期間を越えた者

(3) 授業料等の納入を怠り、督促をしてもなお納入しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第 7 章 入学金、授業料等

〔入学金〕

第 37 条 本学に入学を許可された者は、別表12による入学金および教育充実費を納入しなければならない。転入学も同様とする。

ただし、再入学の入学金等については、別に定める。

2 入学金等の納入時期、納入方法等必要な事項は別に定める。

〔授業料、その他諸費用等〕

第 38 条 授業料、その他諸費用等については、別表12のとおりとする。

2 既納の授業料等納入金は、原則として、返還しない。

3 長期履修生の授業料、その他諸費用等の納入については別に定める。

第 39 条 休学が前期または後期の全てに亘る場合は、その期間の授業料等を免除する。ただし、在籍料として別表12に定める金額を納入しなければならない。

第 40 条 停学を命じられた場合は、その期間中の授業料を納入しなければならない。

2 授業料の納入の義務を怠り、督促を受けても所定の期限までに納入しない者は除籍する。

〔その他の学納金〕

第 41 条 第 38 条に規定する学納金の外に修学に必要な費用を納入させることがある。

第 8 章 職 員 組 織

〔職員〕

第 42 条 本学に次の職員をおく。

学	長
副	学 長
学 長	補 佐
事	務 長
教	授
准	教 授
講	師
助	教
助	手
事 務	職 員
技 術	職 員

2 学長は、前項の外必要に応じて他の職員をおくことができる。

〔職員の職務〕

第 43 条 職員の職務は、学校教育法第 92 条に基づき、次のとおり定める。

- (1) 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- (2) 副学長及び学長補佐は学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。学長に支障のある場合には、副学長が職務を代行する。
- (3) 事務長は、学内の事務をつかさどる。
- (4) 教授、准教授、講師、助教は学生を教授し、研究を指導し、また研究に従事する。
- (5) 助手は、教育研究を補助する。
- (6) 事務職員は、教務、庶務、会計その他の事務に従事する。
- (7) 技術職員は技術に関する業務に従事する。

第 9 章 運営会議、教授会および各種委員会

〔運営会議および教授会〕

第 44 条 本学の運営管理に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に運営会議を置く。

2 運営会議は、学長、副学長、学長補佐、学科長、事務長をもって組織する。

3 学長は、必要ありと認めた時は、専任の職員を参加させることができる。

4 運営会議は、次の事項を審議する。

(1) 大学運営、将来計画に関する事項

(2) 教学マネジメントに係る事項

(3) 学則、諸規程等の制定改廃に関する事項

(4) 人事に関する事項

(5) 学生の厚生補導の方針に係る事項

(6) 学生の入学、卒業、在籍の方針に係る事項

(7) 卒業認定・学位授与の方針に係る事項

(8) 自己点検・評価の方針に係る事項

(9) その他、重要事項

5 このほか運営会議に必要な事項は、別に定める。

第 45 条 本学の教育及び研究等に関する事項について審議する組織として教授会をおく。

2 教授会は、学長、副学長および専任の教授をもって組織する。

3 学長は、必要ありと認めた時は、専任の准教授、講師、助教、助手または他の教員職員を参加させることができる。

4 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 教育研究に関する事項

(2) 教育課程および授業科目に関する事項

(3) 学生の学修、生活指導、福利厚生、賞罰に関する事項

(4) 学生の入学、卒業およびその他学籍に関する事項

(5) 学位の授与

(6) 教員の採用および昇任時の教育研究業績の資格審査に関する事項

(7) その他学長の諮問した教育研究に関する重要な事項

5 このほか教授会に必要な事項は、別に定める。

〔各種委員会〕

第 46 条 本学に各種委員会を設ける。

2 各種委員会の規定は別に定める。

第 10 章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生、研究生および 長期履修生

〔科目等履修生・聴講生〕

第 47 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、学長が科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第 13 条および第 15 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は別に定める。

4 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、学長が聴講生として許可することがある。

5 聴講生に関し必要な事項は別に定める。

〔外国人留学生〕

第 48 条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は別に定める。

〔研究生〕

第 49 条 本学において、特定の事項に関し、本学教員の個人指導を受けて研究に従事しようとする者があるときは、選考の上、学長が研究生として許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は別に定める。

〔長期履修生〕

第 49 条 の 2 学長は、第 3 条第 2 項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を希望する者がある時は、教授会の議を経て、長期履修生として、入学を許可する。

2 長期履修生に関して必要な事項は別に定める。

第 11 章 賞 罰

〔表彰〕

第 50 条 学業、徳行その他の業績について特に優秀と認められた学生に対して表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は別に定める。

〔懲戒〕

第 51 条 学生が本学の規則に反するか、または学生の本分に反する行為をしたときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は別に定める。

第 12 章 公開講座その他

〔公開講座等〕

第 52 条 地域文化の向上発展に資するため、適宜に公開講座、講習会、展示会等を開催する。

2 公開講座等に関し必要な事項は別に定める。

第 13 章 厚生施設

〔厚生施設〕

第 53 条 本学に保健室、学生相談室、学生談話室、食堂その他の厚生施設をおく。

第 14 章 図書館および附属教育施設

〔図書館〕

第 54 条 本学に図書館をおく。

2 図書館に関し必要な事項について別に定める。

〔附属教育施設〕

第 55 条 本学に次の附属教育施設をおく。

幼稚園

2 前項の諸施設に関し、必要な事項については別に定める。

第 15 章 他の短期大学、大学等における授業科目の履修 および入学前の既修得単位の認定等

〔他の大学等で修得した単位の認定〕

第 56 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学、大学または本学教授会の議を経て学長が認めた他の教育機関において履修した授業科目について修得した単位を、20 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

〔入学前の既修単位の認定〕

第 57 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学、大学または本学教授会の議を経て学長が認めた他の教育機関において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、20 単位を超えないものとする。

3 前二項に係る単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

4 前条および本条の規定により認定される単位の合計は、30 単位を超えないものとする。

〔他の短期大学または大学以外の教育施設等における学修の授業科目の認定〕

第 58 条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学または高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、本学学則第 56 条第 1 項および第 57 条第 1 項に規定した単位数を合わせて 30 単位を超えないものとする。

3 前二項に係る単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

〔入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位認定〕

第 59 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、本学が養成を目指す職業に必要な能力を修得している場合において、文部科学大臣が別に定めるところ（文部科学省平成 30 年告示第 7 号）により、当該職業に必要な能力の修得を、本学の授業科目（職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る。）の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により認定できる単位数は、15 単位を超えないものとし、かつ本学学則第 56 条第 1 項および第 57 条第 1 項に規定した単位数を合わせて 30 単位を超えないものとする。

3 前二項に係る単位の認定にあたっては、別に定める規定による。

第 16 章 海外帰国子女、社会人の受け入れ

〔海外帰国子女特別選抜〕

第 60 条 日本国籍を有する者で、保護者の海外赴任に同伴し、外国で就学後帰国した海外帰国子女で、大学入学資格を有し本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。

2 海外帰国子女特別選抜の方法、その他、必要な事項は別に定める。

〔社会人特別選抜〕

第 61 条 社会的な経験を踏まえ明確な問題意識をもって、本学での学修を望む者があるときは、選考の上、学長が入学を許可することがある。

2 社会人特別選抜の方法、受験資格、その他必要な事項は別に定める。

別表 1 共通教養科目群 (第10条関係)

領域	授 業 科 目 名		単 位 数		備 考
			必 修	選 択	
信愛のこころ	信愛教育ⅠA		1		必修科目を含み、合計18単位以上修得すること。ただし、領域「信愛のこころ」の科目4単位、「社会を見通す力」の科目4単位、「外国語科目」2単位、「地域を支える力」の科目4単位（基礎演習ⅠまたはⅡを含む。）を含めること。なお、基礎演習Ⅱを履修するためには、基礎演習Ⅰを受講し評価を得なければならない。
	信愛教育ⅠB		1		
	信愛教育ⅡA		1		
	信愛教育ⅡB		1		
社会を見通す力	音楽			2	
	日本国憲法			2	
	ジェンダー論			2	
	子育て・子育て支援論			2	
	自然と生物			2	
	くらしに生きる数学			2	
	プロジェクト実践演習			2	
	情報文化論			2	
	くらしに生きる統計学			2	
	情報処理論			2	
	情報処理演習		2		
人とつながる力	外国語科目	英語ⅠA		2	
		英語ⅠB		2	
		英語Ⅱ		2	
		韓国語		2	
	心理学入門			2	
	人間関係論			2	
地域を支える力	チームワーク・リーダーシップ演習			2	
	基礎演習Ⅰ			2	
	基礎演習Ⅱ			2	
	保健体育講義			1	
	保健体育実技			1	
	健康教育			2	
	生涯スポーツ演習			2	
	紀の国 世界かやまと	紀の国の歴史と文化		2	
		紀の国のまちづくり		2	
		紀の国の食文化		2	
		紀の国の自然		2	
		紀の国の社会		2	
合 計			6	54	

別表２ 生活文化学科専門教育科目群（第10条関係）

生活文化学科共通専門科目

授 業 科 目 名	単位数	必 修	選 択
生 活 科 学 概 論	2	2	
健 康 管 理 概 論	2		2
介 護 概 論	2		2
フ ー ド コ ー デ ィ ネ ー ト I	1		1
フ ー ド コ ー デ ィ ネ ー ト II	1		1
フ ー ド マ ネ ジ メ ン ト	2		2
医 薬 と 検 査	2		2
医 療 秘 書 実 務	2		2
医 療 秘 書 実 務 実 習	1		1
医 療 事 務 サ ー ビ ス 総 論	2		2
医 療 事 務 サ ー ビ ス 演 習	2		2
医 療 接 遇 概 論	2		2
手 話	2		2
イ ン タ ー ン シ ッ プ	1		1
卒 業 研 究	2	2	
合 計	26	4	22

別表2 生活文化学科専門教育科目群 (第10条関係)

生活文化学科ビジネス実践コース専門教育科目

授 業 科 目 名	単位数	必 修	選 択
消 費 生 活 論	2	2	
衣 生 活 論	2		2
地 域 文 化 論	2	2	
地 域 と 防 災	2	2	
社 会 福 祉 論	2		2
キ ャ リ ア の 心 理 学	2	2	
生 活 工 芸	2		2
公 衆 衛 生 学	2		2
造 形 実 習 I	1		1
造 形 実 習 II	1		1
ファッション・フレイタブルコーディネート I	2		2
ファッション・フレイタブルコーディネート II	2		2
食 品 学	2		2
食 品 衛 生 学 概 論	2		2
調 理 実 習	1		1
情 報 科 学	2		2
情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	2		2
コ ン ピ ュ ー タ 科 学 演 習	2	2	
マ ル チ メ デ ィ ア 演 習	2	2	
コ ン ピ ュ ー タ ネ ッ ト ワ ー ク 論	2		2
プ ロ グ ラ ミ ン グ	2		2
情 報 メ デ ィ ア 論	2		2
Web プ ロ グ ラ ミ ン グ	2		2
数的処理演習(数的推理)	2		2
ビ ジ ネ ス 情 報 処 理	2		2
キ ャ リ ア デ ザ イン I	2	2	
キ ャ リ ア デ ザ イン II	2	2	
プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 技 法	2		2
地 域 人 材 育 成 論	2		2
地 域 人 材 育 成 塾	2		2
人 文 社 会 科 学 基 礎 演 習	2		2
秘 書 学 概 論 I	2	2	
秘 書 学 概 論 II	2		2
秘 書 実 務 I	2	2	
秘 書 実 務 II	2		2
簿 記 I	2		2
簿 記 II	2		2
会 計 学	2		2
販 売 経 営 管 理 論	2		2
店 舗 経 営 戦 略 論	2		2
販 売 戦 略 論	2		2
人 体 の 構 造 と 働 き	2		2
医 薬 制 度 と 安 全	2		2
合 計	83	20	63

別表2 生活文化学科専門教育科目群 (第10条関係)

生活文化学科食物栄養コース専門教育科目

授 業 科 目 名	単位数	必 修	選 択
公 衆 衛 生 学 概 論	2	2	
社 会 福 祉 概 論	2		2
解 剖 生 理 学	2	2	
生 理 ・ 生 化 学 実 験	1		1
生 化 学 I	2	2	
運 動 生 理 学	2		2
生 化 学 II	2		2
食 品 学 I	2	2	
食 品 学 II	2		2
食 品 学 III	2		2
食 品 学 総 論 実 験	1		1
食 品 学 各 論 実 験	1		1
食 品 衛 生 学	2	2	
食 品 衛 生 学 実 験	1		1
栄 養 学 概 論	2	2	
ラ イ フ ス テ ー ジ 栄 養 学	2		2
栄 養 学 各 論 実 習	1		1
臨 床 栄 養 学 概 論	2	2	
臨 床 栄 養 学 各 論	2		2
臨 床 栄 養 学 実 習 I	1		1
臨 床 栄 養 学 実 習 II	1		1
公 衆 栄 養 学	2		2
子 ど も の 健 康 と 発 育	2		2
栄 養 教 育 論 I	2	2	
栄 養 教 育 論 II	2		2
栄 養 教 育 論 実 習 I	1	1	
栄 養 教 育 論 実 習 II	1		1
食 育 実 践 演 習	2		2
調 理 学	2	2	
調 理 学 実 習 I	1	1	
調 理 学 実 習 II	1		1
給 食 管 理	2		2
給 食 管 理 実 習 I	1		1
給 食 管 理 実 習 II	1		1
給 食 管 理 実 習 III	1		1
病 理 学 概 論	2		2
製 菓 の 理 論 と 実 習	2		2
キ ャ リ ア デ ザ イ ン	2		2
校 外 実 習 指 導	1		1
合 計	63	20	43

別表 3 （令和6年4月1日 削除）

別表 4 保育科専門教育科目群 (第10条関係)

授業科目名	単位数	必修	選択
子どもと音楽Ⅰ	1		1
子どもと音楽Ⅱ	1		1
音楽表現	1		1
ピアノⅠ	2		2
ピアノⅡ	2		2
造形表現	1		1
子どもの運動遊び	1		1
国語表現	2		2
ネイチャーゲーム	1		1
保育のこころ	2	2	
保育者論	2	2	
教育原理	2	2	
保育原理Ⅰ	2	2	
保育原理Ⅱ	2		2
社会的養護Ⅰ	2		2
教育課程論 (保育の計画と評価を含む)	2		2
保育内容総論	2		2
保育内容の指導法Ⅰ	2	2	
保育内容の指導法Ⅱ	2	2	
身体表現	1		1
乳児保育Ⅰ	2		2
乳児保育Ⅱ	1		1
障害児保育	2		2
特別支援教育	1		1
社会的養護Ⅱ	1		1
子どもと言葉	2		2
子どもと人間関係	2		2
子どもと健康	2		2
子どもと表現	2		2
こどもと環境	2		2
教育の方法と技術	1		1
保育の心理学Ⅰ	2	2	
保育の心理学Ⅱ	1		1
子ども家庭支援の心理学	2		2
幼児理解と教育相談支援	2		2
子ども家庭福祉	2	2	
社会福祉	2		2
子育て支援	1		1
子ども家庭支援論	2		2
ボランティア論	1		1
子どもの保健	2	2	
子どもの健康と安全	1		1
子どもの食と栄養	2		2
教育実習Ⅰ	2		2
教育実習Ⅱ	2		2
保育実習Ⅰ	4		4
保育実習Ⅱ	2		2
保育実習Ⅲ	2		2
教育実習指導Ⅰ	1		1
教育実習指導Ⅱ	1		1
保育実習指導ⅠA	1		1
保育実習指導ⅠB	1		1
保育実習指導Ⅱ	1		1
保育実習指導Ⅲ	1		1
保育・教職実践演習 (幼稚園)	2		2
キャリアデザイン	2		2
卒業研究	2	2	
合 計	95	20	75

音楽表現、造形表現、身体表現のうち1単位以上修得すること。

別表5 教職関係科目 (第18条関係)

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目							
科目		最低修得 単位数	授業科目	単位数		履修方法	
				必修	選択		
日本国憲法		2	日本国憲法	2			
体育		2	保健体育講義	1			
			保健体育実技	1			
外国語コミュニケーション		2	英語ⅠA		2	2単位 選択必修	
			英語ⅠB		2		
			韓国語		2		
情報機器の操作		2	情報処理演習	2			
領域及び保育内容の指導法に関する科目							
科目	各科目に含めることが 必要な事項	最低修得 単位数	授業科目	単位数		履修方法	
				必修	選択		
専 領 門 域 的 に 事 関 与 す る	健康	12	子どもと健康		2	6単位 選択必修	
	人間関係		子どもと人間関係		2		
	環境		子どもと環境		2		
	言葉		子どもと言葉		2		
	表現		子どもと表現		2		
	むを材器への保 含の及情指育 活び報導内 用教機法容			保育内容総論	2		
		保育内容の指導法Ⅰ	2				
		保育内容の指導法Ⅱ	2				
教育の基礎的理解に関する科目等							
科目	各科目に含めることが 必要な事項	最低修得 単位数	授業科目	単位数		履修方法	
				必修	選択		
教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目	教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想	6	教育原理	2			
	教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項（学校と地域との 連携及び学校安全への対応を含 む。）		保育者論	2			
	教職の意義及び教員の役割・職 務内容（チーム学校運営への対 応を含む。）		保育の心理学Ⅰ	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発 達及び学習の過程		保育の心理学Ⅱ	1			
	特別の支援を必要とする幼児、 児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1			
	談 び の 道 徳 に 徒 間 、 関 指 等 総 す 導 の 合 る 、 指 的 科 教 導 な 目 育 法 学 相 及 習		教育課程の意義及び編成の方法 （カリキュラム・マネジメント を含む。）	4	教育課程論（保育の計画と評価を含 む）		2
教育の方法及び技術（情報機器 及び教材の活用を含む。）		教育の方法と技術	1				
幼児理解の理論及び方法		幼児理解と教育相談支援	2				
教育相談（カウンセリングに関 する基礎的な知識を含む。）の 理論及び方法							
す 教 育 科 実 践 に 関 す る 科 目	教育実習	5	教育実習Ⅰ	2			
			教育実習Ⅱ	2			
			教育実習指導Ⅰ	1			
			教育実習指導Ⅱ	1			
	教職実践演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	2			
大学が独自に設定する科目							
授業科目				単位数		履修方法	
				必修	選択		
						※	

※最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得

別表6 栄養士養成課程（学則第20条関係）

教育内容	科目名称	授業形態	単位数	必修単位数	
				講義又は演習	実験又は実習
社会生活と健康	公衆衛生学概論	講義	2	4	4
	社会福祉概論	講義	2		
人体の構造と機能	解剖生理学	講義	2	8	
	生理・生化学実験	実験	1		
	病理学概論	講義	2		
	生化学Ⅰ（基礎）	講義	2		
	生化学Ⅱ（応用）	講義	2		
食品と衛生	食品学Ⅰ（総論）	講義	2	6	
	食品学Ⅱ（各論・加工学を含む）	講義	2		
	食品学総論実験	実験	1		
	食品学各論実験	実験	1		
	食品衛生学	講義	2		
	食品衛生学実験	実験	1		
栄養と健康	栄養学概論	講義	2	8	
	ライフステージと栄養学	講義	2		
	栄養学各論実習	実習	1		
	臨床栄養学概論	講義	2		
	臨床栄養学各論	講義	2		
	臨床栄養学実習Ⅰ（計画）	実習	1		
	臨床栄養学実習Ⅱ（実習）	実習	1		
栄養の指導	公衆栄養学	講義	2	6	
	栄養教育論Ⅰ（基礎知識）	講義	2		
	栄養教育論Ⅱ（応用）	講義	2		
	栄養教育論実習Ⅰ	実習	1		
	栄養教育論実習Ⅱ	実習	1		
給食の運営	調理学	講義	2	4	
	調理学実習Ⅰ（基本調理）	実習	1		
	調理学実習Ⅱ（日常食）	実習	1		
	給食管理	講義	2		
	給食管理実習Ⅰ（給食計画）	実習	1		
	給食管理実習Ⅱ（給食実習）	実習	1		
	給食管理実習Ⅲ（校外実習）	実習	1		

別表 7 保育士養成教育課程（第21条関係）

系 列		教 科 目 名	授業形態	単位数	必 修	選 択	備 考 1
教 養 科 目		信愛教育ⅠA	演習	1	1		
		信愛教育ⅠB	演習	1	1		
		信愛教育ⅡA	演習	1	1		
		信愛教育ⅡB	演習	1	1		
		心理学入門	講義	2		2	
		人間関係論	講義	2		2	
		紀の国の歴史と文化	講義	2		2	
		紀の国のまちづくり	講義	2		2	
		紀の国の食文化	講義	2		2	
		紀の国の自然	講義	2		2	
		子育て・子育て支援論	講義	2		2	
		紀の国の社会	講義	2		2	
		音楽	講義	2		2	
		日本国憲法	講義	2		2	
		情報文化論	講義	2		2	必修を含め6単位以上履修すること
		基礎演習Ⅰ	演習	2	2		
		自然と生物	講義	2		2	
		情報処理論	講義	2		2	
		情報処理演習	演習	2	2		
		ジェンダー論	講義	2		2	
		くらしに活かす数学	講義	2		2	
		プロジェクト実践演習	演習	2		2	
		くらしに活かす統計学	講義	2		2	
		チームワーク・リーダーシップ演習	演習	2		2	
		健康教育	講義	2		2	
		生涯スポーツ演習	演習	2		2	
必 修 科 目	保 に 育 関 の す 本 る 質 科 ・ 目 的	保育原理Ⅰ	講義	2	2		
		教育原理	講義	2	2		
		子ども家庭福祉	講義	2	2		
		社会福祉	講義	2	2		
		子ども家庭支援論	講義	2	2		
		社会的養護Ⅰ	講義	2	2		
		保育者論	講義	2	2		
	す の 保 理 育 の 解 の 対 関 象	保育の心理学Ⅰ	講義	2	2		
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	2		
		幼児理解と教育相談支援	演習	2	2		
		子どもの保健	講義	2	2		
	保 育 の 内 容 ・ 方 法 に 関 する 科 目	子どもの食と栄養	演習	2	2		
		教育課程論（保育の計画と評価を含む）	講義	2	2		
		保育内容総論	演習	2	2		
		保育内容の指導法Ⅰ	演習	2	2		
		保育内容の指導法Ⅱ	演習	2	2		
		ピアノⅠ	演習	2	2		
		子どもと言葉	演習	2	2		
		子どもと表現	演習	2	2		
		乳児保育Ⅰ	講義	2	2		
		乳児保育Ⅱ	演習	1	1		
		子どもの健康と安全	演習	1	1		
		障害児保育	演習	2	2		
		社会的養護Ⅱ	演習	1	1		
		子育て支援	演習	1	1		
	保 育 実 習	保育実習Ⅰ	実習	4	4		
		保育実習指導ⅠA	演習	1	1		
		保育実習指導ⅠB	演習	1	1		
	総 合 演 習	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	2		
		合 計		54	54	0	
選 択 必 修 科 目	に 質 保 科 関 ・ 育 目 す 目 の 的 本	保育原理Ⅱ	講義	2		2	
		保育の心理学Ⅱ	演習	1		1	
	保 育 の 内 容 ・ 目 方 法 に 関 する 科	特別支援教育	演習	1		1	この欄の選択必修科目・単位の中から6単位以上必ず履修しなければならない
		ネイチャージョゲーム	演習	1		1	
		身体表現	演習	1		1	
		ピアノⅡ	演習	2		2	
		子どもと音楽Ⅰ	演習	1		1	
		子どもと音楽Ⅱ	演習	1		1	
		音楽表現	演習	1		1	
		造形表現	演習	1		1	
	保 育 実 習	子どもの運動遊び	演習	1		1	
		国語表現	講義	2		2	
		保育実習Ⅱ	実習	2		2	保育実習Ⅱと保育実習指導Ⅱ、または保育実習Ⅲと保育実習指導Ⅲを合わせて3単位以上履修しなければならない
		保育実習Ⅲ	実習	2		2	
		保育実習指導Ⅱ	演習	1		1	
		保育実習指導Ⅲ	演習	1		1	
		合 計		21	0	21	

備考 2

介護福祉士養成施設の卒業者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設又は同項第4号の規定により指定された高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者をいう。）に対しては、以下に掲げる教科目について、履修を免除することができる。なお、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設を卒業した者については、3年以上介護等の業務に従事した場合に履修を免除できる。

ア 必修科目のうち、「子ども家庭福祉」、「社会福祉」、「子ども家庭支援論」、「社会的養護Ⅰ」及び「社会的養護Ⅱ」

イ 選択必修科目のうち、「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」

別表 8 「秘書士」「上級秘書士」「上級秘書士（メディカル秘書）」「情報処理士」「上級情報処理士」資格に関する科目（第22条関係）
「秘書士」資格に関する科目

	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
必修科目	(領域1)			
	秘書学概論Ⅰ	2		
	秘書実務Ⅰ	2		
	(領域2)			
	地域文化論	2		
選択科目	(領域3)			
	卒業研究	2		
	(領域1)		2	
	ジェンダー論		2	
	くらしに生きる数学		2	
	くらしに生きる統計学		2	
	情報処理演習		2	
	基礎演習Ⅰ		2	
	簿記Ⅰ		2	
	消費生活論		2	
	コンピュータ科学演習		2	
	マルチメディア演習		2	
	情報処理論		2	
	情報文化論		2	
	数的処理演習（数的推理）		2	
	ビジネス情報処理		2	
	人文社会科学基礎演習		2	
	(領域2)			
	情報コミュニケーション論		2	
	英語ⅠA		2	
	英語ⅠB		2	
	英語Ⅱ		2	
	韓国語		2	
	心理学入門		2	
	人間関係論		2	
	キャリアの心理学		2	
	キャリアデザインⅡ		2	
	プレゼンテーション技法		2	
	(領域3)			
	プロジェクト実践演習		2	
	チームワーク・リーダーシップ演習		2	
	キャリアデザインⅠ		2	
	インターンシップ		1	
合 計		8	55	

「上級秘書士」資格に関する科目

	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
必修科目	(領域1)			
	秘書学概論Ⅰ	2		
	秘書実務Ⅰ	2		
	(領域2)			
	秘書学概論Ⅱ	2		
	秘書実務Ⅱ	2		
選択科目	(領域3)			
	卒業研究	2		
	(領域1)		2	
	ジェンダー論		2	
	くらしに生きる数学		2	
	くらしに生きる統計学		2	
	情報処理演習		2	
	基礎演習Ⅰ		2	
	簿記Ⅰ		2	
	消費生活論		2	
	コンピュータ科学演習		2	
	マルチメディア演習		2	
	情報処理論		2	
	英語ⅠA		2	
	英語ⅠB		2	
	英語Ⅱ		2	
	韓国語		2	
	心理学入門		2	
	キャリアの心理学		2	
	プレゼンテーション技法		2	
	人文社会科学基礎演習		2	
	情報文化論		2	
	情報メディア論		2	
	数的処理演習（数的推理）		2	
	ビジネス情報処理		2	
	地域文化論		2	
	(領域2)			
	簿記Ⅱ		2	
	情報コミュニケーション論		2	
	会計学		2	
	人間関係論		2	
	キャリアデザインⅡ		2	
	(領域3)			
	プロジェクト実践演習		2	
	チームワーク・リーダーシップ演習		2	
	紀の国の社会		2	
	キャリアデザインⅠ		2	
	インターンシップ		1	
合 計		10	65	

「上級秘書士（メディカル秘書）」資格に関する科目

	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
必修科目	(領域1)			
	秘書学概論Ⅰ	2		
	秘書実務Ⅰ	2		
	(領域2)			
	医療事務サービス総論	2		
	医療事務サービス演習	2		
選択科目	(領域3)			
	卒業研究	2		
	(領域1)		2	
	ジェンダー論		2	
	くらしに生きる数学		2	
	くらしに生きる統計学		2	
	情報処理演習		2	
	基礎演習Ⅰ		2	
	簿記Ⅰ		2	
	消費生活論		2	
	コンピュータ科学演習		2	
	マルチメディア演習		2	
	情報処理論		2	
	英語ⅠA		2	
	英語ⅠB		2	
	英語Ⅱ		2	
	韓国語		2	
	心理学入門		2	
	キャリアの心理学		2	
	プレゼンテーション技法		2	
	情報文化論		2	
	情報メディア論		2	
	数的処理演習（数的推理）		2	
	ビジネス情報処理		2	
	人文社会科学基礎演習		2	
	地域文化論		2	
	(領域2)			
	医療接遇概論		2	
	医薬制度と安全		2	
	医薬と検査		2	
	医療秘書実務		2	
	(領域3)			
	プロジェクト実践演習		2	
	チームワーク・リーダーシップ演習		2	
	紀の国の社会		2	
	キャリアデザインⅠ		2	
	インターンシップ		1	
合 計		10	63	

領域1及び
3から2単
位以上、領
域2から4
単位以上、
領域1～3
のうち計16
単位以上修
得するこ
と。

	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
必修科目	(領域1)			
	情報処理論	2		
	情報処理演習	2		
	(領域2)			
	地域文化論	2		
	(領域3)			
	卒業研究	2		
選択科目	(領域1)			
	くらしに活かす数学		2	
	基礎演習Ⅰ		2	
	プログラミング		2	
	コンピュータ科学演習		2	
	コンピュータネットワーク論		2	
	情報メディア論		2	
	数的処理演習(数的推理)		2	
	ビジネス情報処理		2	
	人文社会科学基礎演習		2	
	簿記Ⅰ		2	
	簿記Ⅱ		2	
	会計学		2	
	(領域2)			
	くらしに活かす統計学		2	
	消費生活論		2	
	心理学入門		2	
	人間関係論		2	
	キャリアの心理学		2	
	プレゼンテーション技法		2	
	情報コミュニケーション論		2	
	情報文化論		2	
	紀の国の社会		2	
	(領域3)			
	プロジェクト実践演習		2	
	チームワーク・リーダーシップ演習		2	
	マルチメディア演習		2	
キャリアデザインⅠ		2		
キャリアデザインⅡ		2		
インターンシップ		1		
合 計		8	53	

「上級情報処理士」資格に関する科目

		授業科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
必修科目	(領域1)					
	情報処理論	2				
	情報処理演習	2				
	(領域2)					
	情報科学	2				
	コンピュータ科学演習	2				
必修科目	(領域3)					
	卒業研究	2				
選択科目	(領域1)					
	くらしに活かす数学		2		領域1及び3 から2単位以 上、領域2か ら4単位以 上、領域1～ 3のうち計16 単位以上修得 すること。	
	基礎演習Ⅰ		2			
	プログラミング		2			
	コンピュータネットワーク論		2			
	情報メディア論		2			
	数的処理演習（数的推理）		2			
	ビジネス情報処理		2			
	簿記Ⅰ		2			
	簿記Ⅱ		2			
	会計学		2			
	消費生活論		2			
	心理学入門		2			
	人間関係論		2			
	キャリアの心理学		2			
	プレゼンテーション技法		2			
	人文社会科学基礎演習		2			
	地域文化論		2			
	紀の国の社会		2			
	(領域2)					
	くらしに活かす統計学		2			
	Webプログラミング		2			
	情報文化論		2			
情報コミュニケーション論		2				
(領域3)						
プロジェクト実践演習		2				
チームワーク・リーダーシップ演習		2				
マルチメディア演習		2				
キャリアデザインⅠ		2				
キャリアデザインⅡ		2				
インターンシップ		1				
合 計			10	55		

- 27 -

別表9 「医療秘書実務士」「医事実務士」称号の資格に関する科目（第22条関係）
「医療秘書実務士」称号に関する科目

規定科目		種別	授 業 科 目 名	規定単位数
必修科目	基礎医学関係科目			
	解剖生理学	講義	人体の構造と働き 又は 解剖生理学	2
	医薬と検査	講義	医薬と検査	2
	公衆衛生学	講義	公衆衛生学 又は 公衆衛生学概論	2
	医療秘書・実務関係科目			
	医療秘書実務（学）	講義	医療秘書実務	2
	医療秘書実務実習	実習	医療秘書実務実習	1
	医療事務総論	講義	医療事務サービス総論	2
	医療事務演習	演習	医療事務サービス演習	1
	情報処理演習	演習	情報処理演習	1
選択科目	福祉関係科目			
	福祉論	講義	社会福祉論 又は 社会福祉概論	2
	臨床心理	講義	心理学入門	2
	介護概論	講義	介護概論	2
	外国語会話	演習	英語ⅠA 英語ⅠB 英語Ⅱ 韓国語	1
	手話	演習	手話	1
合 計				21

※選択科目は2科目、4単位以上を修得しなければならない。なお、英語ⅠA・英語ⅠB・英語Ⅱ・韓国語については開講8単位のうち1単位を認める。医療事務演習、情報処理演習、手話については、それぞれ、開講2単位のうち1単位を認める。

「医事実務士」称号に関する科目

規定科目		種別	授 業 科 目 名	規定単位数
必修科目	基礎医学関係科目			
	解剖生理学	講義	人体の構造と働き 又は 解剖生理学	1
	医薬と検査	講義	医薬と検査	1
	医療の基礎	講義	公衆衛生学 又は 公衆衛生学概論	1
	医療事務実務関係科目			
	医療事務総論	講義	医療事務サービス総論	1
	医療事務演習	演習	医療事務サービス演習	1
	情報処理演習	演習	情報処理演習	1
	ホスピタリティ	講義	医療接遇概論	1
合 計				7

※人体の構造と働き、解剖生理学、医薬と検査、公衆衛生学、公衆衛生学概論、医療事務サービス総論、医療事務サービス演習、情報処理演習、医療接遇概論については、それぞれ、開講2単位のうち1単位を認める。

別表10 フードコーディネーター養成課程（第22条関係）

科 目	テキスト章目	規定時間	履修科目名	単位	授業形態
文 化	食の歴史と文化と風土	20 h	紀の国の食文化	2	講義
	食品・食材の知識	30 h	食品学 又は 食品学Ⅱ	2	講義
	調理方法と調理器具 [実習による履修]	30 h	調理実習 又は 調理学実習Ⅰ	1	実習
科 学	厨房の基礎知識	10 h			
	健康と栄養	20 h	健康管理概論	2	講義
	食の安全	20 h	食品衛生学概論 又は 食品衛生学	2	講義
デザイン／ アート	食空間のあり方	2 h	フードコーディネートⅠ	1	演習
	食空間と内装デザイン	10 h			
	テーブルサービスとマナー	10 h			
	食空間とテーブルコーディネート [実習による履修]	28 h	フードコーディネートⅡ	1	実習
経済/経営	フードマネジメント	10 h	フードマネジメント	2	講義
	メニュープランニング	10 h			
	食の企画・構成・演出の流れ	10 h			

削除

別表11 「認定ベビーシッター」称号の資格に関する科目（第22条関係）

別表12 授業料等納入金

学則条項	納入金種別	年 額	備 考
第 2 5 条	入学検定料	30,000円	大学入学共通テスト利用選抜など書類審査のみの選抜は半額の15,000円とする
第 3 7 条	入 学 金	250,000円	入学時
第 3 8 条	授 業 料	876,000円	次の二期に分納 4月 438,000円 10月 438,000円
	教育充実費 (1期目)	120,000円	入学時
	(2期目)	120,000円	1年次後期
	(3期目)	120,000円	2年次前期
	(4期目)	120,000円	2年次後期
第 3 9 条	在 籍 料	20,000円	各学期別に納入

付 則

この学則は昭和 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 31 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 33 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 33 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 35 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 38 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 42 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 43 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 44 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 45 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 45 年 9 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 45 年 9 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 47 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 49 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 51 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 53 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 54 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 56 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 57 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 59 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 6 0 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 6 1 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 6 2 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 6 3 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成元年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成元年以前の入学生については従前どおりとする。

付 則（平成 2 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 3 年度から平成 1 2 年度において生活文化学科生活文化専攻の
収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず、次の通りとする。

	平成 3 年度		平成 4 年～ 1 1 年度		平成 1 2 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活文化学科 生活文化専攻	1 0 0	1 5 0	1 0 0	2 0 0	5 0	1 5 0

付 則（平成 3 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 5 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 6 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 6 年度から平成 7 年度において英語科の収容定員は、第 4 条の
規定にかかわらず次の通りとする。

平成 6 年度 1 0 0 人

平成 7 年度 2 0 0 人

付 則（平成 8 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 9 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 10 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条および付則 26、30 の規定にかかわらず、平成 11 年度から平成 12 年度までの生活文化学科生活文化専攻・保育科および英語コミュニケーション学科の収容定員は次の通りとする。

	生活文化学科		英語コミュニケーション
	生活文化専攻	保育科	学科
平成 11 年度	180	150	170
平成 12 年度	110	200	140

付 則（平成 12 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 13 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 13 年度以前の入学生については、従前どおりとする。

付 則（平成 15 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、学則第 16 条に規定する短期大学士、及び短期大学士に係る和歌山信愛女子短期大学学位規程は平成 18 年 2 月 1 日より施行する。

付 則（平成 18 年 12 月 18 日一部改正）

付 則（平成 19 年 3 月 20 日一部改正）

この改正学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 4 月 1 日一部改正）

この改正学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 5 月 7 日一部改正）

付 則（平成 20 年 8 月 4 日一部改正）

付 則（平成 20 年 11 月 26 日一部改正）

付 則（平成 21 年 2 月 18 日一部改正）

付 則（平成 21 年 3 月 11 日一部改正）

付 則（平成 21 年 3 月 17 日一部改正）

付 則（平成 21 年 3 月 23 日一部改正）

この改正学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 7 月 15 日一部改正）

付 則（平成 21 年 12 月 16 日一部改正）

付 則（平成 22 年 1 月 20 日一部改正）

付 則（平成 22 年 3 月 24 日一部改正）

この改正学則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 9 月 25 日一部改正）

この改正学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 23 年 2 月 26 日一部改正）

この改正学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する

付 則（平成 23 年 5 月 27 日一部改正）

この改正学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 23 年度以前の入学生については、従前どおりとする。

付 則（平成 24 年 2 月 25 日一部改正）

この改正学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 26 日一部改正）

この改正学則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 3 月 29 日一部改正）

この改正学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 23 日一部改正）

この改正学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、学則第 22 条に規定する生活文化学科生活文化専攻の全国大学実務教育協会認定資格に係る別表 8 は平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

付 則（平成 28 年 3 月 28 日一部改正）

この改正学則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 28 日一部改正）

この改正学則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 9 月 12 日一部改正）

この改正学則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 28 日一部改正）

この改正学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 3 月 30 日一部改正）

この改正学則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 3 月 30 日一部改正）

この改正学則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 3 月 30 日一部改正）

この改正学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 8 月 26 日一部改正）

付 則（令和 5 年 3 月 30 日一部改正）

この改正学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この改正学則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

なお、生活文化学科生活文化専攻および食物栄養専攻は、第 4 条の規程にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日に当該専攻課程に在学するものが当該専攻課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
この改正学則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

なお、生活文化学科生活文化専攻および食物栄養専攻は、令和 7 年 4 月 1 日を持って廃止する。
この改正学則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。